

## 水口神社奉賛会々則

### 第1章 名称及び事務所

- 第1条 1 本会は水口神社奉賛会と称し、事務所を水口神社内に置く。  
2 本会は支部を置くことが出来る。

### 第2章 目的及び事業

- 第2条 本会は水口神社を護持し、御神徳の昂揚をはかると共に会員相互の親睦を深め、清く明るい世の中を建設することを目的とする。

- 第3条 本会は前条の目的を達成する為、次の事業を行なう。

- ①御神徳の昂揚に関する事業
- ②神社の諸施設の拡充・完備に関する事業
- ③滋賀県指定無形民俗文化財「水口曳山まつり」(4月20日)の保存に関する事業
- ④会員の相互の親睦・関係と促進に関する事業
- ⑤その他、本会の目的達成に必要な事業

### 第3章 会員

- 第4条 1 本会は本会の趣旨に賛同する者を以って会員とする。

- 2 会員の種別を分けて次の3種とする。
- ①正会員 会費年額金 2,000 円志納する者
  - ②特別会員 会費年額金 3,000 円志納する者
  - ③名誉会員 会費年額金 5,000 円以上志納する者

### 第4章 会議

- 第5条 本会は次の会議を行なう。

- ①総会
- ②役員会

- 第6条 1 総会を分けて通常総会と臨時総会とする。  
2 通常総会は、毎年1回これを開き、会則の改廃・予算・決算並びに事業計画其の他重要事項を審議決定する。  
3 臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は、会員総数の3分の1以上の要求があった場合に招集する。

### 第5章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。

- ①会 長 1 名
- ②副会長 2 名
- ③理 事 若干名
- ④監 事 2 名
- ⑤支部長 若干名
- ⑥幹 事 若干名

- 第8条 1 役員は総会に於いて選出し、会長・副会長及び監事は、理事の互選により選出する。  
支部長は当該支部会員中から選び、幹事は会長がこれを委嘱する。  
2 役員任期は2ヶ年とする。補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

- 第9条 1 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会及び理事会を招集し、その議長となる。  
2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。  
3 理事は会務に参画する。

- 4 監事は事業及び会計を監査する。
- 5 支部長は会務の係をはかり、支部を統括する。
- 6 幹事は地区内会員との係に当たる。

第10条 会長・副会長・理事は理事会を構成し、規約に定める事項並びに総会の決議事項を処理する外、下の事項を行なう。

- ①予算・決算・事業其の他総会に提出すべき議案の作成。
- ②総会に付議すべき事項にして総会を招集する暇なくこれを処理した場合には、次の総会の承認を受けなければならない。

第11条 1 本会に顧問を置くことができる。  
2 顧問は水口神社の崇敬者にして学識経験者、又は、本会に功勞のあつた者の中から理事が推薦し、会長がこれを委嘱する。  
顧問は会長の諮問に應える外、本会の重要事項の企画に關与し、意見を述べる事が出来る。

#### 第6章 会計

第12条 本会の経費は、会費・寄付金及び其の他の収入をもつてこれに充てる。

第13条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年の9月末日に終わる。

#### 付則

本会は昭和36年11月に発足す。  
平成11年度より正会員の会費を1,000円から2,000円に、特別会員の会費を2,000円から3,000円に、名誉会員の会費を3,000円から5,000円以上を志納する者と変更する。

以 上